答申番号:平成31年答申第1号

答申日: 平成31年 4月 8日

# 答申書

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

岐阜市長が行った市・県民税、固定資産税及び都市計画税に係る徴収金並びに当該徴収 金に係る督促手数料及び延滞金(以下「本件徴収金等」という。)の滞納による財産差押 処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求める。

- (1) 本件徴収金等を分割で納付をしており、完納に向けた協議の中、差押えがなされた。
- (2) 審査請求人の同意なく差押えをされた。
- (3) 近々法事を営む予定であり、その折に資産の処分も視野に完納の相談をすることになっていた。差押えにより資産の処分にも影響が及ぶ。
- (4) 滞納額を大きく超えた、資産の差押えも納得ができない。
- (5) 市・県民税等に係る徴収金を滞納している人は多いはずだが、審査請求人のように差押えをされていない人もいるのは平等原則に反する。
- 2 審査庁の主張

本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項 の規定により、棄却されるべきである。

- 2 判断の理由
  - (1) 分割納付の履行中における本件処分の違法性又は不当性について
    - ア 処分庁(岐阜市長)は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第331条第1項第1号及び第373条第1項第1号の規定により、滞納者が督促を受け、その 督促状を発した日から10日を経過した日までに地方税を完納していない事実が認めら れたときは、滞納処分をしなければならない。
    - イ 審査請求人は、平成30年1月25日現在において処分庁が平成17年度から平成29年度までに賦課した市・県民税、固定資産税及び都市計画税に係る徴収金(計○○円)並びに当該徴収金に係る督促手数料(計○○円)及び延滞金(計○○円)合計○○円を滞納し、処分庁が督促状を発した日から10日を経過した日までにこれらを完納していなかった。

- ウ よって、処分庁は、分割納付の履行中であっても、本件処分を行わなければならず、 本件処分については、法律の規定に基づき適正に行われているため、違法又は不当な 点は認められない。
- (2) 本件処分が超過差押禁止に抵触するかについて

#### ア 法の解釈

(7) 超過差押禁止への抵触の有無の判断基準

処分庁は、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第48条第1項の規定の例により、 地方税を徴収するために必要な財産以外の財産は差し押さえることができない。

この超過差押えとなるか否かの判断については、一般的には、差押財産の処分予定価額と延滞金を含む滞納した地方税の額とを比較して判定することが相当であり、また、差押財産に差押えに係る滞納した地方税に優先する抵当権等が設定されているときは、その被担保債権の残額を当該財産の処分予定価額から差し引いた額と、延滞金を含む滞納した地方税の額とを比較して判定することが相当である。

本件差押財産には、別紙2「不動産の権利関係一覧」のとおり抵当権及び根抵当権(以下「本件抵当権」という。)が設定されているところ、本件徴収金等のうち、法定納期限等が本件抵当権の設定日よりも前であるものはわずかであると推測されるため、本件抵当権の被担保債権は、本件徴収金等のほとんどに優先する。

そこで、本件においては、被担保債権の残額を差押財産の処分予定価額から差し引いた額と本件徴収金等の額を比較することになる。

#### (イ) 差押超過の違法性について

もっとも、差押時において、差押財産をめぐる権利関係を把握することは必ずし も容易でなくその価値を正確に評価することが困難であり、また、税の徴収は最終 的な換価をして初めて実現するものであるから、どのような財産をどのような範囲 で差し押さえるかは、合理的な裁量にゆだねられている。

よって、差押財産の処分予定価額から被担保債権の残額を差し引いた額が本件徴収金等の額を超過した場合に、直ちに当該差押えが超過差押えとして違法となるものではなく、他に徴収金を満足できる換価に見合う財産があるにもかかわらず、徴収金の額に比較して差押財産の処分予定価額から被担保債権の残額を差し引いた額が合理的な裁量の範囲を超え著しく高額であると認められるような財産を差し押さえたというような特段の事情がある場合に、はじめて当該差押えが違法となるものと解される。

### イ 本件処分の違法性について

- (ア) 処分庁が内部の計算方法により算出した本件差押財産の処分予定価額の合計は〇〇円であり、これに設定された本件抵当権の被担保債権の残高の合計額は〇〇円であるから、その差額は〇〇円である。
  - 一方、本件徴収金等の額は合計○○円であり、上記金額と比較すると○○円の超過差押えとなっている。
- (イ) しかしながら、本件においては、以下の事情が認められる。

本件差押財産に係る本件抵当権の設定状況等を踏まえると、本件差押財産は大きく3つの構成に整理することができる。

- a 別紙1「財産目録」の1から5までの土地及び建物(以下「本件差押財産1」という。)
- b 別紙1「財産目録」の6から9までの土地及び建物(以下「本件差押財産2」という。)
- c 別紙1「財産目録」の10から13までの土地及び建物(以下「本件差押財産3」という。)

各構成の処分予定価額及び被担保債権の残額は、構成aが処分予定価額○○円、被担保債権の残額○○円、構成bが処分予定価額○○円、被担保債権の残額○○円、 構成cが処分予定価額○○円、被担保債権の残額○○円である。

3つの構成を個々に差し押えた場合、構成b及び構成cは処分予定価額が被担保債権の残額を下回る。

また、構成aは処分予定価額が被担保債権の残額を上回るものの、その差額が〇〇円となり、本件徴収金等の全額の配当は得られない。

よって、1つの構成のみ差し押さえることでは本件徴収金等の回収は不可能なため、2つの構成の組み合わせか、3つの構成の組み合わせにより差押えをする必要があるが、構成cは本件滞納者以外の所有者が存在する共有物件であり、公売にかけても売却できない可能性があるため、先ず構成a及び構成bの差押えをすることが考えられる。

しかしながら、構成a及び構成bの処分予定価額は合計〇〇円、被担保債権の残額は合計〇〇円となり、その差額は、〇〇円であるから、構成aと構成bの差押えのみでは本件徴収金等の全額の配当は得られない。

したがって、本件徴収金等の全額の配当を得るためには、構成a及び構成bを先行して売却することを前提として、構成cの物件を含めて一括して差押処分をすることも不合理なものではない。

(ウ) 以上から、本件においては、他に本件徴収金等を満足できる換価に見合う財産があるにもかかわらず、本件徴収金等の額に比較して差押財産の処分予定価額から被担保債権の残額を差し引いた額が合理的な裁量の範囲を超え著しく高額であると認められるような財産を差し押さえたというような特段の事情があるものとはいえないから、本件処分は合理的な裁量の範囲内の差押えであり、国税徴収法第48条第1項の規定による地方税を徴収するために「必要な財産以外の財産」の差押えに該当せず、違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

- 1 平成30年11月19日 諮問
- 2 平成31年 1月18日 審議
- 3 平成31年 3月 8日 口頭意見陳述

- 4 平成31年 3月 8日 審議
- 5 平成31年 4月 8日 答申

### 第5 審査会の判断の理由

- 1 処分庁は、法第331条第1項第1号及び第373条第1項第1号の規定に従い、それぞれ本件徴収金等に係る督促状を発した日から10日を経過した日までに当該本件徴収金等が完納されなかったことで滞納処分をしたのであるから、本件徴収金等が分割納付中であることをもって違法又は不当な差押えであるということはできない。
- 2 そして、国税徴収法第48条第1項において差し押さえることができないと規定する「必要な財産以外の財産」といえるか否かの判断については、本件にあっては、差押財産に地方税に優先する本件抵当権が設定されていることから、差押財産の処分予定価額からその被担保債権の残額を差し引いた額(地方税法第14条の10)と本件徴収金等の額とを比較して判断することが相当である。

当該判断に当たっては、同法には差し押さえる財産の選択や差押えをする時期について 定めた規定が存在しないことに加え、差押財産をめぐる権利関係を把握することは必ずし も容易でなく、また、税の徴収が公売等による最終的な換価を待って初めて実現するもの であるため、差押え時に換価額を正確に予測することが困難であること等に照らし、どの 財産をどの範囲で差し押さえるかについて、徴収職員の合理的な裁量に委ねられているも のと解すべきである。

したがって、差押財産の処分予定価額から本件抵当権の被担保債権の残額を差し引いた額が本件徴収金等の額を超過した場合であっても、直ちにその差押えが超過差押えとして違法又は不当となるものではなく、他に本件徴収金等を満足できる財産があるにもかかわらず、その超過が合理的な裁量の範囲を超え著しく高額であると認められる特段の事情がある場合に初めて違法又は不当となる。

3 本件差押財産については、土地及び建物の状況や効用等を踏まえると、処分庁が主張するとおり、本件差押財産1、本件差押財産2及び本件差押財産3にそれぞれ分類することが合理的である。

まず、本件差押財産1から本件差押財産3までを個々に差し押えたのみでは、本件徴収金等の全額の配当は得られない。

さらに、本件差押財産3については、本件審査請求人以外の所有者が存在する共有物件であることから、公売等により売却することができない可能性が高い。

そこで、本件差押財産1と本件差押財産2を差し押えることが通常であるが、これらを差し押えるのみでは本件徴収金等の全額の配当は得られず、結局、本件差押財産3を差し押さえることが必要となる。

したがって、本件徴収金等の全額の配当を得るためには、本件差押財産1及び本件差押財産2を先行して公売等をすることを前提に、本件差押財産3を含めて一括して差押えをすることも不合理なものではない。

4 審査請求人が「同意なく差押えをされた。」と主張する点については、地方税法、国税

徴収法等の法令に、差押えの前に被処分者の同意を得ることを定めた規定は存在せず、また、「差押えが平等原則に反する。」と主張する点については、処分庁において不平等な 取扱いをしているような事実は認められなかった。

- 5 なお、本件徴収金等のうち、法定納期限等が本件抵当権のうち設定登記日が最も新しい根抵当権の設定登記日である平成〇〇年〇〇月〇〇日よりも前である延滞金〇〇円については当該根抵当権の被担保債権に優先するが、これが本審査会の判断に影響を及ぼすものではない。
- 6 よって、本件処分は合理的な裁量の範囲内の差押えであって、国税徴収法第48条第1項の 規定による超過差押えに該当しない。
- 7 以上から、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

岐阜市行政不服審査会

 会長
 幅
 隆
 彦

 委員
 土
 田
 伸
 也

 寺
 本
 和佳子

 三
 谷
 晋

 南
 圭
 一